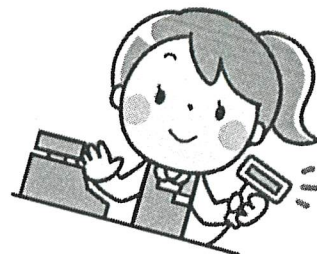


# パート・アルバイトにも雇用保険適用拡大

政府は、非正規で働く人にも失業給付や育児休業給付等を受け取れるよう、2028年度までに雇用保険の適用を拡大することを骨太方針に明言したようです。



現状の対象は「週の労働時間が20時間以上で31日以上の雇用の見込みがある人」ですが、22年の時点で週の労働時間20時間未満の労働者数は、約700万人とみられています。

＜対象拡大後の見込み人数＞

週の労働時間	新たな適用者数
15時間以上	約300万人
10時間以上	約500万人



働く側としては、雇用保険料を負担するデメリットがあるとはいえ、失業給付や育児・介護給付、教育訓練への助成等様々なメリットが生じます。

一方企業側としては、保険料の負担が増えます。卸売りや小売り、宿泊、飲食、医療、福祉サービス関連では対象となる方が多く、保険料の負担を敬遠して労働時間を削減すれば働く側は逆に家計が苦しくなる...という負のスパイラルも懸念されます。これらの課題もきちんとクリアした上で政策を進めてほしいと願うばかりです。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631-0076  
奈良市富雄北3-20-33-306  
(有)ムシマル労務サービス  
マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222  
FAX 0742-47-5527  
<http://www.musimaru.com/>  
E-mail: musimaru@kcn.ne.jp